

ドメスティック・バイオレンス（ＤＶ）

・ ストーカー行為の被害者の保護支援のために

住民票・戸籍の附票の請求を制限します。

この支援措置は、ＤＶおよびストーカー行為等の被害者の保護を目的としたもので、相手方等が被害者の「住民票の写し」や「戸籍の附票の写し」を取得して、住所を探索することを防止するものです。

また支援措置の申出ができるのは、ＤＶおよびストーカー行為等の被害者で、警察等から支援が必要と認められた方です。

【手続き可能な方】

- ①配偶者暴力防止法（第１条２項）に規定する被害者であり、かつ生命等に危害を受ける恐れがある方
 - ②ストーカー規制法（第７条）に規定するストーカー行為等の被害者であり、かつ、つきまとい等をされる恐れがある方
 - ③児童虐待防止法第２条に規定する被害者
 - ④その他、前記①から③に準ずる場合の被害者
- * 上記の被害者と併せて支援を求める方（同一住所の方に限る）

【支援の内容】

「住民票の写し」及び「戸籍の附票」の交付や閲覧の制限

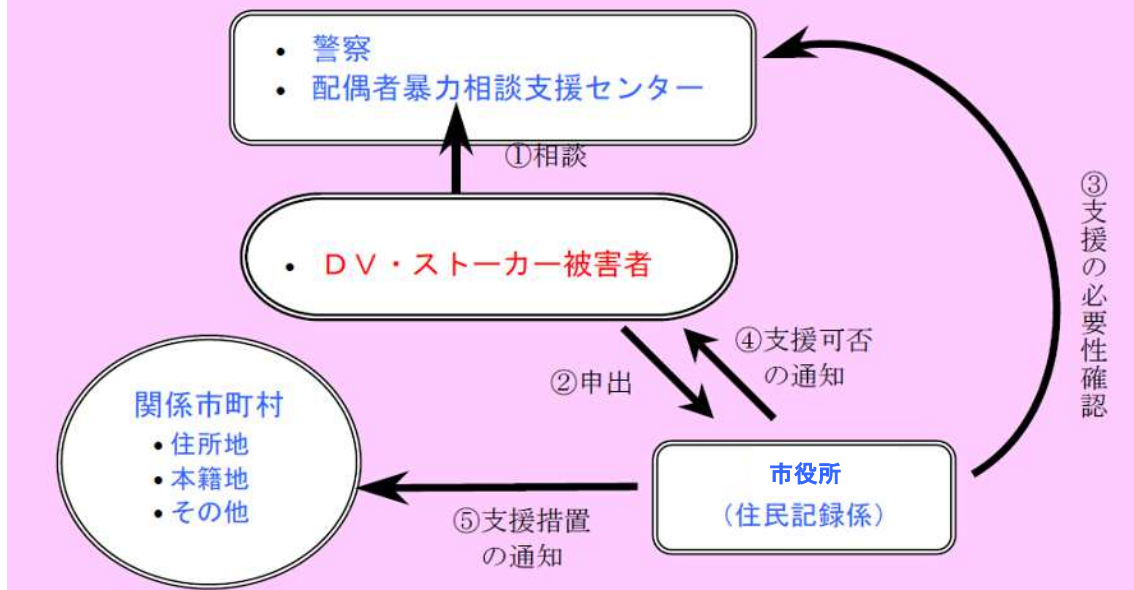
- ① 原則として相手方からの交付請求を不当な請求として拒否します。
- ② 成りすまし防止のため、被害者（＝支援対象者）からの交付請求にも、その都度ご本人の確認をさせていただきます。また、郵便請求及び代理人や使者からの請求には原則応じられません。
- ③ 第三者からの交付請求については、請求者の本人確認や請求事由について厳格な審査を行いません。
- ④ 支援対象者を閲覧簿から除きます。

【支援期間】 １年間

* 延長可能・・・支援終了１ヶ月前から、初めに申し出た市役所で再度受け付けます。

【注意】 住所の変更があった場合は、改めて申し出が必要です。また申出書の内容に変更が生じた場合、または、支援措置の終了を希望する場合は、当市まで申し出てください。

手続きの流れ



【支援措置の申出】

支援措置の申出につきましては、「住民基本台帳事務における支援措置申出書」の提出が必要です（申出書は、市民課で用意しています）。

申出の際は、申出書に必要事項を記入し、「保護命令決定書（写し）」や「ストーカー規制法に基づく警告等実施書面」を添付して、市役所市民課に提出してください。

添付書類がない場合は、相談されている警察署等で支援措置の必要性の確認等を受けた後提出してください。

なお、提出の際は運転免許証、住民基本台帳カードなどの本人確認ができる書類を提示ください。

【手続きに必要なもの】

○住民基本台帳事務における支援措置申出書

○保護命令のある方はその証明書

○下記の確認書類

＜本人・法定代理人からの手続き＞

運転免許証、パスポート、住民基本台帳カード等の顔写真貼付の官公署が発行した身分証明書等

＜児童相談所長、児童福祉施設の長からの手続き＞

児童相談所、児童福祉施設の職員が手続きする場合は、職員証または身分証明書

【申請手続きについて】

「住民登録のある市役所市民課」または「本籍のある市役所市民課」へ必要書類を持参のうえ、直接申請してください。（受付時間：平日 8:45～17:15）

【注意事項】

- 支援措置の実施期間は、支援の必要性の確認結果を連絡した日から起算して1年となります。
支援措置の延長の申出がない場合は、実施期間が経過した時点で支援措置を終了します。
- 市内で転居した場合は、その時点で支援措置は終了します。
引き続き支援措置を希望する場合は、改めて申出書を当市、または、本籍地の市町村まで提出してください。
- 市外に転出した場合は、その時点で支援措置は終了します。
引き続き支援措置を希望する場合は、改めて申出書を転入地の市町村、または、本籍地の市町村まで提出してください。
- 支援措置は、厳格な審査の結果、不当な目的によるものでないとされた住民票の写し等の交付請求等まで拒否するものではありません。
あなたが、申出書を提出していること及びあなたに支援措置が実施されていることは、相手方、または、第三者に知られる場合があります。
- 支援措置の実施期間中は、ご本人の住民票の写し等を請求する場合でも、本人確認の書類（写真付きの公的証明書など）が必要となります。